

第93期

報告書

2017年4月1日から2018年3月31日まで

目次

■ 事業報告	1
■ 連結計算書類	24
■ 計算書類	27
■ 監査報告	30

▶連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表は、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.toshibatec.co.jp/>) に掲載しておりますので、第93期報告書には記載しておりません。

(第93期定時株主総会招集ご通知添付書類)

1. 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、米国及び欧州では景気は緩やかに回復し、アジアでは景気は総じて底堅く推移いたしました。また、日本経済は、個人消費、輸出及び設備投資が緩やかに回復したことなどから、景気は概ね回復基調で推移いたしました。

このような状況下で、当社グループは「グローバル ワンストップ ソリューション企業」を目指し、「原価低減加速、生産性向上による安定収益体制の構築」、「コアビジネスによる市場先行」及び「ソリューション・サービス事業拡大」に鋭意努めてまいりました。

売上高につきましては、(株)T O S E I の事業譲渡による減少影響などがありましたが、国内市場向けPOSシステム及び海外市場向け複合機が堅調に推移したことなどから、5,132億89百万円（前連結会計年度比3%増）となりました。また損益につきましては、国内市場向けPOSシステムの増収及び機種構成の改善等による粗利増加や、販売費及び一般管理費減少の影響などにより、営業利益は245億46百万円（前連結会計年度比68%増）、経常利益は227億68百万円（前連結会計年度比82%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は175億12百万円（前連結会計年度比126%増）となりました。なお、当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益は、過去最高値を達成いたしました。

当連結会計年度の各事業の経過及びその成果は、次のとおりであります。

事業別売上高及び構成比

事業区分	前連結会計年度 2016年4月1日から 2017年3月31日まで		当連結会計年度 2017年4月1日から 2018年3月31日まで		前連結会計年度比 増減	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	増減額 (百万円)	増減率 (%)
リテールソリューション	320,773	63	324,499	62	3,726	+1
プリンティングソリューション	189,148	37	199,971	38	10,823	+6
計	509,922	100	524,471	100	14,549	+3
消 去	△12,310	—	△11,181	—	1,129	—
合 計	497,611	—	513,289	—	15,678	+3

(注) 上記表及び以下に記載する事業別売上高は、事業間の売上消去前にて表示しております。

リテールソリューション事業

売上高 **3,245億円** 前連結会計年度比 **1%**増

主要な事業内容

国内及び海外市場向けPOSシステム、国内市場向け複合機、国内市場向けオートIDシステム並びにその関連商品の開発・製造・販売・保守サービス



売上高(億円)



国内及び海外市場向けPOSシステム、国内市場向け複合機及び国内市場向けオートIDシステム並びにその関連商品などを取り扱っているリテールソリューション事業は、競合他社との競争激化が続く厳しい事業環境の中で、マーケットニーズにマッチした新商品の開発、主力・注力商品の拡販、エリア・マーケティングの推進、コスト競争力強化による収益体質向上などに鋭意注力いたしました。

国内市場向けPOSシステムは、大手顧客向けPOSシステムを中心に販売が好調であり、また人手不足を背景に、セミセルフレジやセルフオーダーシステムなどの売上も伸長したことから、売上は増加いたしました。

海外市場向けPOSシステムは、欧州及びアジアなどで売上が概ね堅調に推移したものの、米州で前連結会計年度に大口物件が集中した反動により売上が減少したことなどから、売上は減少いたしました。

国内市場向け複合機は、販売台数が減少したことなどにより、売上は減少いたしました。

国内市場向けオートIDシステムは、ラベルプリンタ全体の販売台数は増加したものの、比較的安価な製品の売上構成比が高かったため、売上は減少いたしました。

この結果、リテールソリューション事業の売上高は、(株)T O S E Iの事業譲渡による減少影響などがありましたが、国内市場向けPOSシステムが好調に推移したことなどから、3,244億99百万円(前連結会計年度比1%増)となりました。また、同事業の営業利益は、国内市場向けPOSシステムの増収及び機種構成の改善等による粗利増加などにより172億55百万円(前連結会計年度比53%増)となりました。

プリンティングソリューション事業

売上高 **2,000億円** 前連結会計年度比 **6%**増

主要な事業内容

海外市場向け複合機、海外市場向けオートIDシステム及びその関連商品並びに国内及び海外市場向けインクジェットヘッドの開発・製造・販売・保守サービス



売上高(億円)



海外市場向け複合機、海外市場向けオートIDシステム及びその関連商品並びに国内及び海外市場向けインクジェットヘッドなどを取り扱っているプリンティングソリューション事業は、競合他社との価格競争激化が続く厳しい事業環境の中で、戦略商品の拡販、パーティカル市場と新規事業領域の開拓の推進などに鋭意注力いたしました。

海外市場向け複合機は、中国を中心としたアジア向け販売が増加したことなどにより、売上は増加いたしました。

海外市場向けオートIDシステムは、アジア向け販売が増加したことや為替の影響などにより、売上は増加いたしました。

インクジェットヘッドは、海外顧客向け販売は減少したものの、国内顧客向け販売が増加したことから、売上は前年同期並みで推移いたしました。

この結果、プリンティングソリューション事業の売上高は、1,999億71百万円(前連結会計年度比6%増)となりました。また、同事業の営業利益は、販売費及び一般管理費減少の影響などにより72億91百万円(前連結会計年度比115%増)となりました。

(注) オートIDシステムとは、ハード・ソフトを含む機器により、自動的にバーコード、ICタグなどのデータを取り込み、内容を識別・管理するシステムをいいます。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は82億14百万円（前連結会計年度比29%増）であります。

① 当連結会計年度に完成した主要設備

該当事項はありません。

② 当連結会計年度に継続中の主要設備の新設、拡充

複合機用カラートナー生産設備の拡充

③ 重要な設備の売却、撤去、滅失等

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社グループは、設備投資などに自己資金を充当しており、当連結会計年度中に増資及び社債発行などの特別な資金調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の世界経済は、米国及び欧州では景気回復が続くものの、アジアでは中国を中心に景気は緩やかに減速するものと予想されます。また、日本経済は、個人消費、輸出及び設備投資が緩やかに回復することなどから、景気は回復基調で推移するものと予想されます。

このような状況下で、当社グループは「グローバル ワンストップ ソリューション企業」を目指し、「原価低減加速、生産性向上による安定収益体制の構築」、「コアビジネスによる市場先行」及び「ソリューション・サービス事業拡大」に、グループ一丸となって取り組む所存でございます。

2018年度（第94期）における各事業の主要施策は、以下のとおりでございます。

・リテールソリューション事業

主力商品である国内及び海外市場向けPOSシステム、国内市場向け複合機及び国内市場向けオートIDシステム並びにその関連商品の拡販と、トータルソリューションの提供に向けて、マーケットニーズにマッチした新商品の開発・投入、地域に即した営業・マーケティングの展開、サービス事業・サブライ事業の強化、販売サービス網の最適化などにより、事業拡大を進めてまいります。

・プリンティングソリューション事業

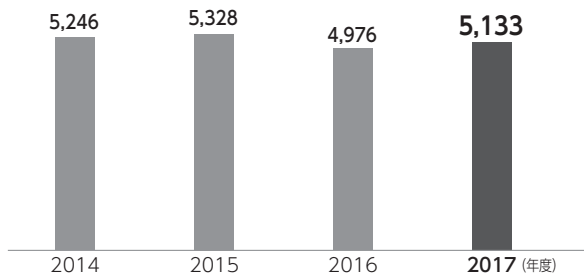
主力商品である海外市場向け複合機、海外市場向けオートIDシステム及びその関連商品並びに国内及び海外市場向けインクジェットヘッドの拡販と、幅広い商品群・マーケットを活かしたトータルソリューションの提供に向けて、戦略的新商品の開発・投入、地域に即した営業・マーケティングの展開、販売サービス網の最適化、新興国事業の強化などにより、収益体質の強化に努めてまいります。

株主の皆様には格別のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

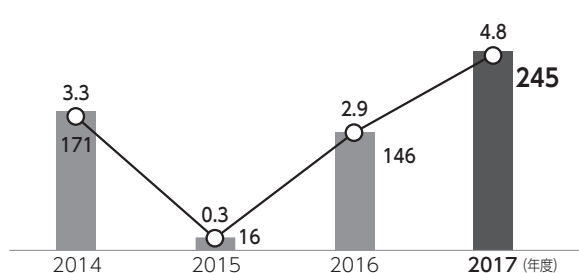
(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	2014年度 第90期	2015年度 第91期	2016年度 第92期	2017年度 第93期 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	524,577	532,818	497,611	513,289
営業利益 (百万円)	17,062	1,601	14,649	24,546
営業利益率 (%)	3.3	0.3	2.9	4.8
経常利益 (△損失) (百万円)	10,391	△2,298	12,534	22,768
親会社株主に帰属する 当期純利益 (△損失) (百万円)	△1,149	△103,449	7,758	17,512
1株当たり当期純利益 (△損失) (円)	△4.18	△376.69	28.24	63.74
総資産 (百万円)	416,769	281,615	269,393	282,630
純資産 (百万円)	203,108	70,359	76,047	93,215

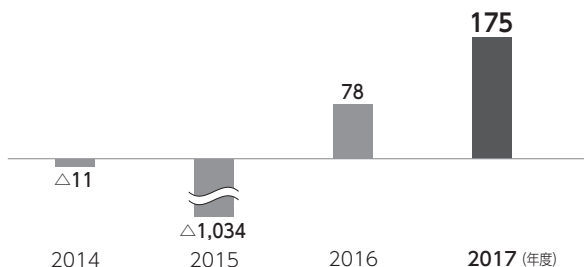
■ 売上高 (億円)



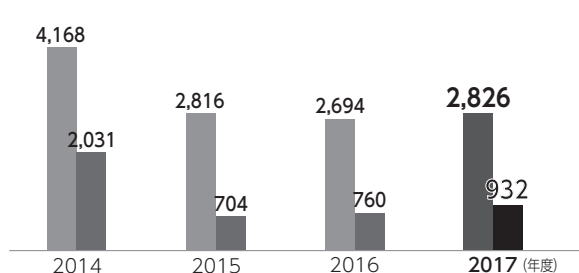
■ 営業利益 (億円) ○ 営業利益率 (%)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (△損失) (億円)



■ 総資産 (億円) ■ 純資産 (億円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2018年3月31日現在)

① 親会社の状況

- ・親会社との関係

親会社名	資本金	当社に対する議決権比率 (%)		当社との関係
(株) 東 芝	499,999百万円	直接 間接	52.7 0.1	資金運用のための預け入れ

- ・親会社との取引に関する事項

当社は、当社グループにおける効率的な資金運用のために(株)東芝に対して資金の預け入れを行っておりますが、資金の預け入れについては、同社以外からも金利の提示を受け、市場の実勢レート等を勘案して決定しております。

このことから、当社取締役会は、親会社との当該取引が、当社独自の経営判断で決定されており、親会社からの一定の独立性が確保されているものと考え、当社の利益を害するものではないと判断しております。

- ・親会社グループにおける当社の位置づけ

当社は、東芝グループにおいて、リテール&プリンティングソリューション事業を担い、開発・製造・販売などの事業全般に亘り、当社主体の事業運営を行っております。研究開発、相互の商品・部品供給、営業活動など、(株)東芝及び東芝グループ各社とは広範な事業協力関係にあります。上場会社として、独立性を維持・確保する中で、今後とも連携を図ってまいります。

② 重要な子会社の状況

下記の重要な子会社を含め、当連結会計年度の連結子会社は79社（前連結会計年度比3社減）であります。

会社名	資本金または出資金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容	所在地
東芝アメリカビジネスソリューション社	307,673千米ドル	50.1	プリンティングソリューション事業	米国
東芝テック香港調達・物流サービス社	2,000千香港ドル	100.0	プリンティングソリューション事業	中国
東芝テック深圳社	20,158千米ドル	95.7	プリンティングソリューション事業	中国
東芝テックソリューションサービス(株)	200百万円	100.0	リテールソリューション事業	東京都品川区
東芝グローバルコマースソリューション社	360,000千米ドル	* 100.0	リテールソリューション事業	米国
東芝テックドイツ画像情報システム社	11,000千ユーロ	100.0	プリンティングソリューション事業	ドイツ

会社名	資本金または出資金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容	所在地
東芝テックシンガポール社	40,000千 シンガポールドル	100.0	リテールソリューション事業	シンガポール
東芝テックフランス 画像情報システム社	41,515千 ユーロ	100.0	プリンティングソリューション事業	フランス
テックインドネシア社	1,500千 米ドル	* 100.0	リテールソリューション事業	インドネシア
東芝グローバルコマース ソリューション・オランダ社	18千 ユーロ	* 100.0	リテールソリューション事業	オランダ
東芝テックヨーロッパ 流通情報システム社	3,361千 ユーロ	* 100.0	リテールソリューション事業	ベルギー
東芝テック英国 画像情報システム社	26,117千 スターリングポンド	100.0	プリンティングソリューション事業	英国
東芝テックマレーシア製造社	35,000千 マレーシアリンギット	100.0	プリンティングソリューション事業	マレーシア
テックインフォメーション システムズ(株)	140百万円	100.0	リテールソリューション事業	伊豆の国市
東芝グローバルコマース ソリューション・メキシコ社	689,087千 メキシコペソ	* 100.0	リテールソリューション事業	メキシコ
(株) テーイーオール	20百万円	* 100.0	リテールソリューション事業	東京都品川区
東芝グローバルコマース ソリューション・ホールディングス(株)	100百万円	* 100.0	リテールソリューション事業	東京都品川区

(注) ①当社の議決権比率の内、*印は間接所有を含めて表示しております。

②特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容 (2018年3月31日現在)

主要な事業内容は、「1. 当社グループの現況に関する事項 (1) 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(8) 主要な営業所及び工場 (2018年3月31日現在)

① 当社

区分	名称、所在地
本社	東京都品川区大崎一丁目11番1号
開発・製造拠点	静岡事業所 (三島市、伊豆の国市)
販売拠点	東北支社 (仙台市)、北関東支社 (さいたま市)、東京支社 (東京都品川区)、中部支社 (名古屋市)、関西支社 (大阪市)、中四国支社 (広島市)、九州支社 (福岡市) 他45支店・営業所

② 重要な子会社

重要な子会社の所在地は、「1. 当社グループの現況に関する事項 (6) 重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

(9) 従業員の状況 (2018年3月31日現在)

事業区分	従業員数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
リテールソリューション	9,165	148 (減)
プリンティングソリューション	10,068	329 (減)
当社本社部門	547	18 (増)
合計	19,780	459 (減)

(注) 従業員数は、就業人員であります。

(10) 主要な借入先 (2018年3月31日現在)

該当事項はありません。

(11) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

当社は、2017年12月14日付にて、当社が保有する国際チャート(株)の発行済株式の51%をナカバヤシ(株)に譲渡いたしました。

(12) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

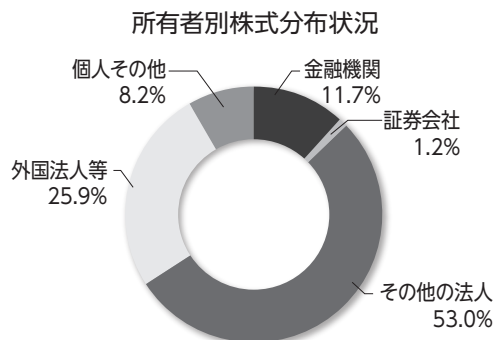
2. 会社の株式に関する事項 (2018年3月31日現在)

(1) 発行済株式の総数

274,704,369株 (自己株式13,441,335株を除く)

(2) 株主数

9,579名



(3) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
(株) 東 芝	144,137	52.5
ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー レギュラーアカウント	9,714	3.5
ビーエヌワイエム エスエーエヌ ビーエヌワイエム ジーシーエム クライアント アカウント エム アイエルエム エフイー	8,376	3.0
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	4,887	1.8
東 芝 テ ッ ク 社 員 持 株 会	4,368	1.6
3D OPPORTUNITY MASTER FUND	4,368	1.6
日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	4,246	1.5
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS - MARGIN (CASHPB)	3,801	1.4
第 一 生 命 保 険 (株)	3,643	1.3
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口9)	3,564	1.3

(注) 持株比率は、自己株式を除いた発行済株式総数により算出しております。

(4) その他会社の株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2018年3月31日現在）

(1) 新株予約権等の状況

名称 (割当日)	行使期間	新株予約権 の数(個)	目的となる 株式の数(株)	1株当たり 払込金額(円)	1株当たり 行使価額(円)
第4回株式報酬型新株予約権 (2011年8月2日)	2011年8月3日から 2041年8月2日まで	9	9,000	316	1
第5回株式報酬型新株予約権 (2012年8月2日)	2012年8月3日から 2042年8月2日まで	11	11,000	291	1
第6回株式報酬型新株予約権 (2013年7月31日)	2013年8月1日から 2043年7月31日まで	10	10,000	550	1
第7回株式報酬型新株予約権 (2014年7月31日)	2014年8月1日から 2044年7月31日まで	34	34,000	667	1
第8回株式報酬型新株予約権 (2015年7月29日)	2015年7月30日から 2045年7月29日まで	38	38,000	602	1
第9回株式報酬型新株予約権 (2016年8月31日)	2016年9月1日から 2046年8月31日まで	107	107,000	403	1
第10回株式報酬型新株予約権 (2017年8月9日)	2017年8月10日から 2047年8月9日まで	88	88,000	605	1

(注) 上記の新株予約権は、業務執行取締役及び執行役員に割り当てたものです。この新株予約権を割り当てられた取締役及び執行役員は、原則として、行使期間内で、かつ取締役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日以内に限り、新株予約権の全数を一括して行使することができます。

(2) 取締役及び執行役員が保有する新株予約権等の状況

名称	業務執行取締役		執行役員（取締役兼務者を除く）	
	新株予約権の数(個)	保有者数(名)	新株予約権の数(個)	保有者数(名)
第4回株式報酬型新株予約権	9	1	—	—
第5回株式報酬型新株予約権	11	1	—	—
第6回株式報酬型新株予約権	6	1	4	1
第7回株式報酬型新株予約権	18	3	16	4
第8回株式報酬型新株予約権	23	4	15	5
第9回株式報酬型新株予約権	53	6	54	9
第10回株式報酬型新株予約権	44	7	44	11

(注) 業務執行取締役以外の取締役及び監査役は、新株予約権を保有しておりません。

(3) 当事業年度中に交付した新株予約権等の状況

当社は、上記の第10回株式報酬型新株予約権に関して、業務執行取締役7名に44個を、執行役員（取締役兼務者を除く）11名に44個を、2017年8月9日付にて割り当てました。

なお、業務執行取締役以外の取締役、監査役及び従業員、並びに子会社の役員及び従業員に割り当てた新株予約権は、ありません。

(4) その他会社の新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項（2018年3月31日現在）

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長	池田 隆之	社長執行役員、リスク・コンプライアンス統括責任者（CRO） 指名・報酬諮問委員会委員
取締役	坂邊 政継	専務執行役員、社長補佐、総務・法務担当、イノベーション推進部長、 経営変革統括責任者 指名・報酬諮問委員会委員
取締役	丹黒 浩	常務執行役員、リテール・ソリューション事業本部長
取締役	松本 敏史	常務執行役員、プリンティング・ソリューション事業本部長
取締役	谷嶋 和夫	常務執行役員、IT戦略システム・IJ事業推進担当、経営企画部長、 全社営業統括責任者
取締役	井上 幸夫	執行役員、J-SOX対応推進担当、財務統括責任者（CFO）、財務部長
取締役	山口 直大	執行役員、品質・環境担当、生産・調達・SCM統括センター長、 全社生産統括責任者 東芝テック深圳社 董事長
取締役	秋葉 慎一郎	(株)東芝 取締役、代表執行役副社長 東芝インフラシステムズ(株) 代表取締役社長
社外取締役	桑原 道夫	指名・報酬諮問委員会委員長 東京外国語大学 監事
社外取締役	長瀬 眞	指名・報酬諮問委員会委員 (株)ハピネット 社外取締役 三菱地所(株) 社外取締役
監査役	川澄 晴雄	(常勤)
監査役	佐藤 吉成	(常勤)
社外監査役	大内 猛彦	弁護士
社外監査役	田淵 秀夫	—

(注) ①2017年6月28日付にて、山口直大氏は取締役に、佐藤吉成氏は監査役に、新たに就任いたしました。

②当社は、社外取締役 桑原道夫氏、同 長瀬眞氏、社外監査役 大内猛彦氏及び同 田淵秀夫氏を東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。

③2018年4月1日付にて、次のとおり担当及び重要な兼職の状況に変更がありました。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	丹 黒 浩	常務執行役員、社長補佐
取締役	谷 嶋 和 夫	常務執行役員、内部管理体制推進・IT戦略システム・IJ事業推進担当、経営企画部長、全社営業統括責任者
取締役	井 上 幸 夫	執行役員、財務統括責任者 (CFO)、財務部長

④当社は、執行役員制度を導入しております。執行役員の員数は18名で、上記の取締役兼務者を除く執行役員の構成は、執行役員 川村悦郎氏、同 松木幹一郎氏、同 鈴木道雄氏、同 日吉武司氏、同 内山昌巳氏、同 金田仁氏、同 江口健氏、同 古山浩之氏、同 山田雅広氏、同 河野英治氏及び同 小山幸男氏の11名となっております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員 (名)	報酬等の額 (百万円)
取締役 (内、社外取締役)	9 (2)	207 (16)
監査役 (内、社外監査役)	4 (2)	48 (12)

(注) ①当事業年度末現在の取締役10名及び監査役4名(内、社外取締役2名及び社外監査役2名)のうち、無報酬の非業務執行取締役1名を除いて表示しております。

②報酬等の額には、以下を含めております。

- ・当事業年度の貸借対照表に計上した役員賞与引当金繰入額
取締役7名 25百万円 監査役2名 5百万円
- ・当事業年度中に交付した以下の株式報酬型新株予約権
取締役7名 26百万円

なお、社外役員に対する役員賞与の支給及び株式報酬型新株予約権の交付はありません。

③上記報酬等の額のほか、前事業年度に係る役員賞与として、下表のとおり支給しております。なお、下表は、前事業年度末時点の取締役9名及び監査役3名(内、社外取締役2名及び社外監査役2名)と、前事業年度中に退任された取締役3名及び監査役3名(内、社外取締役1名及び社外監査役1名)とを合わせ、このうち役員賞与の支給対象外である取締役4名及び監査役4名(内、社外取締役3名及び社外監査役3名)を除いて表示しております。

区分	支給人員 (名)	役員賞与額 (百万円)
取締役 (内、社外取締役)	8 (—)	31 (—)
監査役 (内、社外監査役)	2 (—)	5 (—)

④取締役の報酬額は、年額300百万円以内(内、社外取締役42百万円以内)であります(2016年6月24日開催の第91期定時株主総会決議)。また、業務執行取締役に對する株式報酬型新株予約権に係る報酬額は、年額30百万円以内であります(2016年6月24日開催の第91期定時株主総会決議)。

⑤監査役の報酬額は、年額110百万円以内であります(2016年6月24日開催の第91期定時株主総会決議)。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係等

社外取締役 桑原道夫氏は、東京外国語大学の監事を兼務しております。東京外国語大学と当社との間に開示すべき関係はありません。

社外取締役 長瀬眞氏は、(株)ハピネットの社外取締役及び三菱地所(株)の社外取締役を兼務しております。(株)ハピネット及び三菱地所(株)と当社との間に開示すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
社外取締役	桑原道夫	当事業年度に開催した取締役会13回の内12回(92%)に出席いたしました。取締役会において意思決定の妥当性などを確保するための発言を適宜行っております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員長を務めております。
社外取締役	長瀬眞	当事業年度に開催した取締役会13回の内12回(92%)に出席いたしました。取締役会において意思決定の妥当性などを確保するための発言を適宜行っております。 また、指名・報酬諮問委員会の委員を務めております。
社外監査役	大内猛彦	当事業年度に開催した取締役会13回及び監査役会14回の全て(100%)に出席いたしました。取締役会においては意思決定の適正性を確保するための発言を、監査役会においては決議事項及び報告事項に関して必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	田淵秀夫	当事業年度に開催した取締役会13回及び監査役会14回の全て(100%)に出席いたしました。取締役会においては意思決定の適正性を確保するための発言を、監査役会においては決議事項及び報告事項に関して必要な発言を適宜行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役 桑原道夫氏、同 長瀬眞氏、社外監査役 大内猛彦氏及び同 田淵秀夫氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、会社法第425条第1項各号に掲げる額の合計額を限度として、損害賠償責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。

(4) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

5. 会計監査人に関する事項（2018年3月31日現在）

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払額（百万円）
当社の会計監査人としての報酬等の額	164
当社グループが支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	200

(注) ①当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

②監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査体制、リスクの認識及び監査手法等の評価を行い、また、社内関係部門から必要な資料を入手し報告を受け、報酬見積りの算出根拠の妥当性について検討を行った上、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

③「1. 当社グループの現況に関する事項（6）重要な親会社及び子会社の状況 ②重要な子会社の状況」に記載する子会社の内、全ての海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合、監査役全員の同意に基づき解任いたします。

また、監査役会は上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定し、株主総会に提出いたします。

(6) その他会計監査人に関する重要な事項

該当事項はありません。

6. 会社の体制及び方針（2018年3月31日現在）

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社グループの業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 取締役会は、全ての役員、従業員が共有する価値観と行動規範を明確化した「グループ行動基準」を策定し、取締役及び執行役員は、高い倫理観と遵法の精神をもって「グループ行動基準」を遵守する。
 - イ. 取締役会は、定期的に取り締役及び執行役員から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について取締役及び執行役員に随時取締役会で報告させる。
 - ウ. 取締役会は、経営監査部門長から定期的に経営監査結果の報告を受ける。
 - エ. 監査役は、定期的に取り締役及び執行役員のヒアリングを行うとともに、経営監査部門長から経営監査結果の報告を受ける。
 - オ. 監査役は、「監査役に対する報告等に関する規程」に基づき、重要な法令違反等について取締役及び執行役員から直ちに報告を受ける。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ア. 取締役及び執行役員は、「情報セキュリティ管理基本規程」、「書類保存年限に関する規程」等に基づき、経営会議資料、経営決定書等重要書類、その他各種帳票類等の保存、管理を適切に行う。
 - イ. 取締役及び執行役員は、経営会議資料、経営決定書、計算関係書類、事業報告等の重要情報を取り締役、執行役員及び監査役が閲覧できるシステムを整備する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ア. Chief Risk-Compliance Management Officer（以下、CROという。）は、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長として当社グループのクライシスリスク管理に関する施策を立案、推進する。施策の立案・推進にあたってはその実効性を確認・改善することにより、当社グループ全体の損失の危険の管理を適切に行う。
 - イ. 取締役及び執行役員は、「ビジネスリスクマネジメント基本規程」に基づき、当社グループのビジネスリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ア. 取締役会は、経営の基本方針を決定し、取締役及び執行役員が策定した当社グループの中期経営計画、年度予算を承認する。
 - イ. 取締役会は、取締役及び執行役員の権限、責任の分配を適正に行い、取締役及び執行役員は、「業務分掌規程」、「役職者職務規程」に基づき従業員の権限、責任を明確化する。
 - ウ. 取締役及び執行役員は、各部門、各従業員の具体的目標、役割を設定する。
 - エ. 取締役及び執行役員は、「取締役会規則」、「権限基準」等に基づき、適正な手続に則って業務の決定を行う。
 - オ. 取締役及び執行役員は、当社及び子会社の適正な業績評価を行う。
 - カ. 取締役及び執行役員は、情報セキュリティ体制の強化を推進するとともに、経理システム、決定システム等の情報処理システムを適切に運用する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ア. 取締役社長は、継続的な従業員教育の実施等により、従業員に「グループ行動基準」を遵守させる。
 - イ. CROは、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長として当社グループのコンプライアンスに関する施策を立案、推進する。
 - ウ. 当社は、役員及び従業員が当社の違法行為に接した場合、当社に対して通報できる制度（以下、内部通報制度という。）を設置し、取締役及び執行役員は、内部通報制度を活用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行う。当該制度を利用したことを理由に、不利な取扱いをしないことを「グループ行動基準」に明記する。
- ⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ア. 当社は、独立性を維持・確保する中で、親会社と適切な連携を図りながら、業務の適正を確保するための体制を整備する。
 - イ. 子会社は、「グループ行動基準」を採択、実施し、各国の法制、事情に応じ内部通報制度を整備する。
 - ウ. 当社は、子会社の事業運営に関して重要事項が生じた場合は、「業務連絡要綱」等に基づき当社に報告が行われる体制を構築する。
 - エ. 当社は、内部統制項目につき、子会社を含めた適切な施策を立案し、これを各子会社の実情に応じて推進させる。
 - オ. 国内の子会社は、「グループ監査役監査方針」に基づいた監査役等の監査体制を構築する。
 - カ. 当社は、必要に応じ子会社の効率的職務執行状況及び業務プロセスを対象とした経営監査を実施する。
 - キ. 当社は、当社グループに共通する制度、業務プロセスを適正かつ効率的に運用し、共有する資源について適正かつ効率的に配分する体制を構築する。

監査役の職務の執行のために必要なもの

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ア. 取締役及び執行役員は、監査役の職務を補助するため監査役室を設置する。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア. 取締役及び執行役員は、監査役室の所属従業員の人事等について、監査役と事前協議を行う。当該従業員は、もっぱら監査役の指揮命令に従う。
- ⑨ 監査役への報告に関する体制
- ア. 取締役、執行役員、従業員は、「監査役に対する報告等に関する規程」に基づき、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項が生じたとき、監査役に対して都度報告を行う。
- イ. 国内の子会社は、「グループ監査役連絡会」等を通じ、定期的に当該子会社の状況等を監査役に報告をする。
- ウ. 取締役社長は、監査役に対し経営会議等重要な会議への出席の機会を提供する。
- ⑩ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ア. 監査役に報告をした当社グループの役員及び従業員については、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いをしないことを「監査役に対する報告等に関する規程」に明記する。
- ⑪ 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ア. 当社は、監査役がその職務の執行につき、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払等を請求した時は、担当部門が審議の上、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないとして認められた場合を除き、速やかに当該費用等を処理する。
- ⑫ その他監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 取締役社長は、定期的に監査役と情報交換を行う。
- イ. 取締役、執行役員、従業員は、定期的な監査役 of 往査・ヒアリング等を通じ、職務執行状況を監査役に報告する。
- ウ. 経営監査部門長は、期初に経営監査 of 方針、計画について監査役と事前協議を行い、経営監査結果を監査役に都度報告する。

- エ. 監査役は、期初の会計監査計画、期中の会計監査の状況、期末会計監査の結果等について会計監査人に説明、報告を行わせる。
- オ. 取締役及び執行役員は、期末決算、四半期決算について取締役会の承認等の前に監査役に説明を行う。
- カ. 取締役社長は、経営監査部門長の独立性確保に留意し、経営監査部門長の人事について、監査役に事前連絡、説明を行う。
- キ. 取締役及び執行役員は、業務プロセスを対象とした経営監査の実施結果を監査役に都度報告する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループの業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ア. 取締役及び執行役員は、取締役会が策定した「グループ行動基準」に則り、高い倫理観と遵法の精神をもって職務を執行しております。
 - イ. 取締役会は、定期的に取り締役及び執行役員から職務執行状況の報告を受けるとともに、必要事項について取締役及び執行役員に随時取締役会で報告させております。
 - ウ. 取締役会は、経営監査部門長から半期に1回経営監査結果の報告を受けております。
 - エ. 監査役は、定期的に取り締役及び執行役員に対しヒアリングを行っております。また、監査役は、経営監査部門長から経営監査結果について都度報告を受けております。
 - オ. 当社は、「監査役に対する報告等に関する規程」に取り締役、執行役員及び従業員が監査役に対して報告すべき事項を定め、監査役が重要な法令違反等について取締役、執行役員及び従業員から報告を受けるための体制を整備しております。また、監査役は、個別の事案に関して、必要に応じて関係部門に情報提供を求め報告を受けております。なお、当事業年度において、重大な法令違反に関する報告はありませんでした。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ア. 取締役及び執行役員は、取締役会資料、経営会議資料、経営決定書等重要書類、その他各種帳票類等を、「情報セキュリティ管理基本規程」、「書類保存年限に関する規程」等に基づき適切に保存、管理しております。
 - イ. 取締役及び執行役員は、取締役会資料、経営会議資料、経営決定書、計算関係書類、事業報告等の重要情報を、文書または電子データの形式により一覧性・検索性の高い状態で保存、管理し、取締役、執行役員及び監査役が容易に閲覧できる状態を維持しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. CROは、「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に基づき、リスク・コンプライアンス委員会の委員長として半期に1回リスク・コンプライアンス委員会を開催し、当社グループのクライシスリスク管理及びコンプライアンスに係る重点施策等（以下、施策等という。）を審議、決定するとともに、施策等の実行に必要な体制を構築し、施策等を推進しております。また、CROは、リスク・コンプライアンス委員会で定期的に施策等の実行フォローを行い実効性の確認を行うとともに、必要に応じて施策等を改善することにより、当社グループ全体の損失の危険を最小化するよう努めております。
- イ. 取締役及び執行役員は、「ビジネスリスクマネジメント基本規程」に基づき、当社グループのビジネスリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進しております。また、特にビジネスリスクが想定される案件については、ビジネスリスクの評価プロセスの妥当性、他に検討すべきリスク、対応策の妥当性等について検討した上で、必要な施策を立案、推進しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 取締役会は、経営の基本方針を決定し、取締役及び執行役員が策定した当社グループの中期経営計画、年度予算を、実現可能性及び基本方針との整合性等について審議した上で、承認しております。
- イ. 取締役会は、取締役及び執行役員の権限、責任の分配を適正に行い、取締役及び執行役員は、「業務分掌規程」、「役職者職務規程」に基づき従業員の権限、責任を明確化しております。
- ウ. 取締役及び執行役員は、取締役会から与えられた自らの権限及び責任に基づき、各部門、各従業員の具体的目標、役割を設定しております。
- エ. 取締役及び執行役員は、「取締役会規則」、「権限基準」等に基づき、案件の重要性に応じて取締役会、経営会議、経営決定書等の適切な決定機関で審議の上、業務の決定を行っております。
- オ. 取締役及び執行役員は、半期及び年度毎に経営会議等で審議の上、当社及び子会社の業績評価を適切に行っております。
- カ. 当社は、情報セキュリティ強化の観点から、「情報セキュリティ管理基本規程」等を定め、情報の適正な管理を実施しており、取締役及び執行役員は、当該規程等に基づき、情報セキュリティ体制の強化を推進するとともに、経理システム、決定システム等の情報処理システムを適切に運用しております。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 取締役社長は、「グループ行動基準」や会計コンプライアンス等をテーマとするeラーニング教育及び階層別教育等を、当社グループの役員及び従業員に対し定期的かつ必要に応じ実施することにより、役員及び従業員に「グループ行動基準」の遵守を徹底しております。
- イ. 上記「③損失の危険の管理に関する規程その他の体制 ア.」に記載のとおりであります。
- ウ. 当社は、リスク・コンプライアンス部門及び社外の弁護士事務所を窓口とする内部通報制度を設置するとともに、当該制度を利用したことを理由に、不利な取扱いをしないことを「グループ行動基準」及び「リスク・コンプライアンスマネジメント基本規程」に定めております。取締役及び執行役員は、内部通報制度を活用し、問題の早期発見と適切な対応を行うとともに、役員及び従業員による当該制度の利用を促進するため、社内のイントラネット等で当該制度の周知を図っております。また、取締役及び執行役員は、内部通報制度への通報実績を適宜監査役に報告しております。なお、当事業年度において重大な法令違反等に関する報告はありませんでした。

⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. 当社は、東芝グループにおいて、リテール&プリンティングソリューション事業を担い、開発・製造・販売などの事業全般に亘り、当社主体の事業運営を行っております。研究開発、相互の商品・部品供給、営業活動など、(株)東芝及び東芝グループ各社とは広範な事業協力関係にあります。また、上場会社として、独立性を維持・確保する中で、今後とも連携を図ってまいります。
- イ. 子会社は、当社の要請に基づき「グループ行動基準」を採択、実施しており、各国の法制、事情に応じ内部通報制度を整備しております。また、当社は、子会社に対し、「グループ行動基準」や会計コンプライアンス等をテーマとするeラーニング教育及び階層別教育等を、子会社の役員及び従業員に対し定期的かつ必要に応じて実施するよう要請しており、子会社は、当社の要請に応じ当該教育等を実施しております。
- ウ. 当社は、子会社に対し、子会社の事業運営に関して重要事項が生じた場合は、「権限基準」及び「業務連絡要綱」等に基づき当社に報告し、または当社の事前承認を得るよう周知、徹底しております。
- エ. 当社は、内部統制項目につき、子会社を含めた適切な施策を立案し、これを各子会社の実情に応じて推進させております。
- オ. 国内の子会社は、「グループ監査役監査方針」に基づいた監査役等の監査体制を構築しております。
- カ. 経営監査部門長は、監査計画に従い、子会社の効率的職務執行状況及び業務プロセスを対象とした経営監査を実施し、監査結果を取締役社長及び監査役等に報告しております。また、子会社の取締役社長に監査結果を通知するとともに、監査指摘事項への対応状況を確認し、取締役社長及び監査役等に報告しております。

キ. 当社は、当社グループに共通する制度、業務プロセスを適正かつ効率的に運用し、共有する資源について適正かつ効率的に配分する体制を構築することにより、当社グループの利益の最大化を図っております。

監査役の職務の執行のために必要なもの

- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ア. 取締役及び執行役員は、監査役の職務を補助するため監査役室を設置し、従業員2名を専任者として配置しております。
- ⑧ 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ア. 取締役及び執行役員は、監査役室の所属従業員の人事等について、監査役と事前協議を行っております。当該従業員は、監査役室の専任者であり、もっぱら監査役の指揮命令に従って業務を行っております。
- ⑨ 監査役への報告に関する体制
- ア. 取締役、執行役員及び従業員は、経営、業績に影響を及ぼす重要な事項が生じたときは、「監査役に対する報告等に関する規程」に基づき、監査役に対して都度報告を行っております。
- イ. 国内の子会社は、当事業年度中に2回開催された「グループ監査役連絡会」や当社監査役による往査等を通じ、定期的に当該子会社の状況等を監査役に報告しております。
- ウ. 取締役社長は、監査役に対し経営会議等重要な会議への出席の機会を提供し、監査役は出席した会議において必要な発言を適宜行っております。
- ⑩ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ア. 当社は、監査役に報告をした当社グループの役員及び従業員については、報告を行ったことを理由に、不利な取扱いをしないことを「監査役に対する報告等に関する規程」に定めております。
- ⑪ 監査役は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ア. 当社は、監査役がその職務の執行につき、当社に対し、会社法第388条及び「監査役監査基準」に基づく費用の前払等を請求した時は、担当部門が審議の上、当該請求に係る費用等が当該監査役の職務の執行に必要なものと認められた場合を除き、速やかに当該費用等を監査役に支払うための処理を行っております。

- ⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ア. 取締役社長は、監査役が定める「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に基づき、定期的かつ必要に応じて監査役と情報交換等を行っております。
 - イ. 取締役、執行役員及び従業員は、定期的な監査役の往査・ヒアリング等を通じ、職務執行状況を適切に監査役に報告しております。
 - ウ. 経営監査部門長は、期初に経営監査の方針及び計画について監査役と事前協議を行い、当該協議に基づき経営監査を実施するとともに、経営監査結果を監査役に都度報告しております。
 - エ. 監査役は、期初の会計監査計画、期中の会計監査の状況、期末会計監査の結果等について、定期的に会計監査人に説明及び報告を行わせております。
 - オ. 取締役及び執行役員は、期末決算及び四半期決算について、取締役会の承認等の前に必ず監査役に説明を行っております。
 - カ. 取締役社長は、経営監査部門長の独立性確保に留意し、経営監査部門長の人事については、監査役に事前連絡及び説明を行った上で、決定しております。
 - キ. 取締役及び執行役員は、内部統制関連部門による業務プロセスを対象とした監査の実施結果等を、監査役に都度報告しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

・剰余金の配当

剰余金の配当については、中長期的な成長のための戦略的投資などを勘案しつつ、連結配当性向30%程度を目標とし、配当の継続的な増加を目指してまいります。

当事業年度に係る剰余金の配当については、財政状態の健全化を早期に実現するため内部留保に意を用いしつつ、上記の配当に係る基本方針や当事業年度の業績が好調に推移したことを踏まえ、中間配当は1株当たり3円、期末配当は1株当たり5円とし、年間配当は前事業年度に比べ6円増配して1株当たり8円とさせていただきます。

・自己株式の取得

自己株式の取得については、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するために、適切に実施してまいります。

(注) 事業報告中の記載金額は、億円単位は表示単位未満を四捨五入、百万円単位は表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、事業報告中の株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	203,528
現金及び預金	57,355
受取手形及び売掛金	67,996
商品及び製品	32,885
仕掛品	1,525
原材料及び貯蔵品	6,758
繰延税金資産	6,155
その他	32,775
貸倒引当金	△1,925
固定資産	79,101
有形固定資産	28,090
建物及び構築物	6,099
機械装置及び運搬具	7,968
工具、器具及び備品	6,018
土地	1,269
リース資産	5,550
建設仮勘定	1,183
無形固定資産	13,135
のれん	4,083
顧客関連資産	568
その他	8,484
投資その他の資産	37,875
投資有価証券	6,058
退職給付に係る資産	2,448
繰延税金資産	17,213
その他	12,262
貸倒引当金	△107
資産合計	282,630

(単位：百万円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	139,942
支払手形及び買掛金	59,604
短期借入金	304
リース債務	4,795
未払金	25,269
未払費用	14,443
未払法人税等	4,771
その他	30,754
固定負債	49,472
リース債務	5,682
退職給付に係る負債	35,779
その他	8,010
負債合計	189,415
純資産の部	
株主資本	70,337
資本金	39,970
資本剰余金	12
利益剰余金	35,861
自己株式	△5,507
その他の包括利益累計額	12,180
その他有価証券評価差額金	2,181
繰延ヘッジ損益	△22
為替換算調整勘定	10,207
最小年金負債調整額	△655
退職給付に係る調整累計額	468
新株予約権	153
非支配株主持分	10,543
純資産合計	93,215
負債及び純資産合計	282,630

連結損益計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		513,289
売上原価		305,196
売上総利益		208,093
販売費及び一般管理費		183,547
営業利益		24,546
営業外収益		
受取利息及び配当金	658	
デリバティブ評価益	820	
その他	339	1,818
営業外費用		
支払利息	631	
為替差損	1,235	
その他	1,730	3,597
経常利益		22,768
特別利益		
投資有価証券売却益	274	
子会社株式売却益	238	
在外子会社清算に伴う為替換算調整勘定取崩益	438	951
特別損失		
投資有価証券評価損	236	
事業構造改革費用	176	412
税金等調整前当期純利益		23,307
法人税、住民税及び事業税	5,079	
法人税等調整額	△572	4,507
当期純利益		18,800
非支配株主に帰属する当期純利益	1,287	1,287
親会社株主に帰属する当期純利益		17,512

連結株主資本等変動計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	39,970	11	19,722	△5,488	54,217
当期変動額					
剰余金の配当			△1,373		△1,373
親会社株主に帰属する 当期純利益			17,512		17,512
自己株式の取得				△22	△22
自己株式の処分		0		3	4
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	0	16,139	△19	16,120
当期末残高	39,970	12	35,861	△5,507	70,337

	その他の包括利益累計額						新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	最小年金 負債調整額	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計			
当期首残高	1,581	△6	8,927	△720	1,407	11,189	104	10,537	76,047
当期変動額									
剰余金の配当									△1,373
親会社株主に帰属 する当期純利益									17,512
自己株式の取得									△22
自己株式の処分									4
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	600	△16	1,280	65	△939	991	49	6	1,046
当期変動額合計	600	△16	1,280	65	△939	991	49	6	17,167
当期末残高	2,181	△22	10,207	△655	468	12,180	153	10,543	93,215

計算書類

貸借対照表 (2018年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	113,894
現金及び預金	31,699
受取手形	1,746
売掛金	49,491
商品及び製品	10,557
仕掛品	861
原材料及び貯蔵品	2,934
繰延税金資産	3,148
未収入金	7,573
短期貸付金	41,896
その他	1,911
貸倒引当金	△37,926
固定資産	95,455
有形固定資産	11,284
建物	4,074
構築物	155
機械及び装置	1,200
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	4,086
土地	1,189
リース資産	27
建設仮勘定	551
無形固定資産	5,709
ソフトウェア	3,000
その他	2,709
投資その他の資産	78,461
投資有価証券	5,836
関係会社株式	41,215
関係会社出資金	8,870
繰延税金資産	12,516
差入保証金	2,161
長期未収入金	10,826
その他	2,056
貸倒引当金	△5,022
資産合計	209,349

(単位：百万円)

科目	金額
負債の部	
流動負債	114,820
支払手形	367
買掛金	50,352
未払金	11,537
未払費用	7,746
未払法人税等	2,686
預り金	36,266
その他	5,863
固定負債	22,803
退職給付引当金	20,713
その他	2,089
負債合計	137,624
純資産の部	
株主資本	69,777
資本金	39,970
資本剰余金	12
その他資本剰余金	12
利益剰余金	35,301
利益準備金	137
その他利益剰余金	35,164
圧縮記帳積立金	51
繰越利益剰余金	35,113
自己株式	△5,507
評価・換算差額等	1,794
その他有価証券評価差額金	1,816
繰延ヘッジ損益	△22
新株予約権	153
純資産合計	71,725
負債及び純資産合計	209,349

損益計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		282,974
売上原価		203,175
売上総利益		79,798
販売費及び一般管理費		67,558
営業利益		12,239
営業外収益		
受取利息	792	
受取配当金	2,678	
為替差益	13	
その他	187	3,672
営業外費用		
支払利息	421	
海外源泉税	96	
その他	209	727
経常利益		15,184
特別利益		
関係会社清算益	3,873	
貸倒引当金戻入額	1,861	5,734
特別損失		
子会社株式売却損	317	
投資有価証券評価損	236	553
税引前当期純利益		20,364
法人税、住民税及び事業税	2,959	
法人税等調整額	△328	2,631
当期純利益		17,733

株主資本等変動計算書 (2017年4月1日から2018年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	利益剰余金合計			
					圧縮記帳積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	39,970	11	11	-	51	18,890	18,941	△5,488	53,436
当期変動額									
剰余金の配当				137		△1,510	△1,373		△1,373
当期純利益						17,733	17,733		17,733
自己株式の取得								△22	△22
自己株式の処分		0	0					3	4
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	-	0	0	137	-	16,222	16,360	△19	16,341
当期末残高	39,970	12	12	137	51	35,113	35,301	△5,507	69,777

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	1,225	△6	1,218	104	54,759
当期変動額					
剰余金の配当					△1,373
当期純利益					17,733
自己株式の取得					△22
自己株式の処分					4
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	591	△16	575	49	624
当期変動額合計	591	△16	575	49	16,966
当期末残高	1,816	△22	1,794	153	71,725

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月18日

東芝テック株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 萩 森 正 彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岸 信 一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東芝テック株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東芝テック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月18日

東芝テック株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 萩 森 正 彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岸 信 一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東芝テック株式会社の2017年4月1日から2018年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②内部統制システム（取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等から当該内部統制の評価の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からその構築及び運用の状況について報告を受けました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。
 - ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 PwCあらた有責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 PwCあらた有責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月25日

東芝テック株式会社 監査役会
 監査役（常勤） 川 澄 晴 雄 ㊟
 監査役（常勤） 佐 藤 吉 成 ㊟
 監査役 大 内 猛 彦 ㊟
 監査役 田 淵 秀 夫 ㊟

注）監査役大内猛彦及び監査役田淵秀夫は、社外監査役であります。

以 上

メモ

A series of horizontal dashed lines for writing notes.



UD FONT

